おくやみハンドブック

東久留米市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンや PC で簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認できるおくやみ手続きナビも
ぜひご利用ください。
URL：https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13222

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

東久留米市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

東久留米市役所　042-470-7777（代表）

事前準備について

東久留米市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。
スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

URL:https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13222

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参のうえ、東久留米市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ **来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- □ **認印**（※相続人代表および喪主）
- □ **預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表および喪主、年金請求者）

亡くなった方の必要なもの

- □ **基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳および年金証書）**
- □ **介護保険被保険者証**
- □ **医療福祉費受給者証（マル福）**
- □ **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

□ **１点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書　など

□ **２点で本人確認できる書類**

介護保険被保険者証、健康保険資格確認書、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証　など

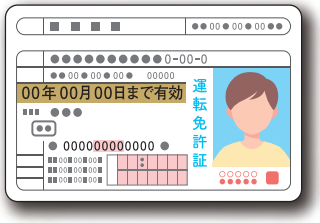

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	
4か月以内			○所得税の準確定申告
10か月以内		○遺産分割協議 ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

東久留米市で必要な手続きについては７ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	✓	該当事項	詳細ページ
住民記録に関する手続き	□	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7
	□	世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	
	□	印鑑登録をしていた	
医療・国保に関する手続き	□	国民健康保険に加入していた	P.8
	□	健康保険組合に加入していた	
	□	後期高齢者医療制度に加入していた	P.9
年金に関する手続き	□	国民年金に加入または受給していた	P.10
	□	国民年金第1号被保険者に加入していた	P.11
	□	厚生年金に加入または受給していた	P.12
	□	年金を受給していた	P.13
税金に関する手続き	□	普通自動車を持っていた	P.14
	□	軽自動車を持っていた	
	□	原付バイクを持っていた	P.15
	□	126～250ccのバイク（軽二輪）・250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	
	□	小型特殊自動車を持っていた	P.16
	□	固定資産を所有していた	P.17
	□	固定資産税が課されていた	
	□	未登記家屋を所有していた	P.18
	□	市民税が課されていた	
	□	国民健康保険税が課されていた	P.19
	□	未納となっている市税などがあった	
介護保険に関する手続き	□	65歳以上の方、または40歳から64歳で要介護認定を受けていた	P.20
	□	介護保険の負担割合証を持っていた	
	□	介護保険負担限度額認定証を持っていた	P.21
	□	高額介護（予防）サービス費などの支給を受けていた	
障害福祉に関する手続き	□	身体障害者手帳を持っていた	P.22
	□	愛の手帳（療育手帳）を持っていた	
	□	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	
	□	障害者扶養共済制度に加入していた	P.23
	□	障害福祉サービスを利用していた	
	□	難病医療費助成の受給者証を持っていた	P.24

区分	✓	該当事項	詳細ページ
障害福祉に関する手続き	□	心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証を持っていた	P.24
	□	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	
	□	特別障害者手当を受給していた	P.25
	□	障害児福祉手当を受給していた	
	□	経過的福祉手当を受給していた	
	□	心身障害者福祉手当を受給していた	P.26
	□	重度心身障害者福祉手当を受給していた	
	□	タクシー代・ガソリン費の助成を受けていた	
	□	移動支援費・日中一時支援費の支給を受けていた	P.27
	□	東京都都営交通無料乗車券を持っていた	
子育てに関する手続き	□	子どもが保育園・認定こども園・幼稚園に入園している	P.28
	□	子どもが認定こども園（1号）・幼稚園に入園している	
	□	子どもが学童に入所している	P.29
	□	障害児通所支援を利用していた	
	□	小・中学校に通う児童生徒がいる世帯の世帯主（保護者）が亡くなった	P.30
	□	児童手当を受給していた	
	□	乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成制度の受給証を持っていた	
	□	児童扶養手当を受給していた	P.31
	□	児童育成手当を受給していた	
	□	ひとり親家庭等医療費助成制度の受給証を持っていた	
	□	特別児童扶養手当を受給していた	P.32
	□	就学援助費・就学奨励費を受けていた	
	□	小児慢性医療費助成の受給者証を持っていた	P.33
その他の手続き	□	犬を飼っていた	P.34

1. 住民記録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期　限
所有者が亡くなった場合、カードは自動的に廃止となります。 この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方のマイナンバーカード・個人番号通知カード □ご来庁される方の本人確認書類	市民課 住民記録窓口係 ☎ 042-470-7722

世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期　限
亡くなった方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合のみ必要となります。 世帯主が亡くなった場合、自動的に配偶者が世帯主となります。配偶者以外を世帯主とする場合のみ手続きが必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ ご来庁される方の本人確認書類	市民課 住民記録窓口係 ☎ 042-470-7722

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□亡くなった方の印鑑登録証 □ご来庁される方の本人確認書類	市民課 住民記録窓口係 ☎ 042-470-7722

2. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
加入者が亡くなった場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 国民健康保険資格確認書または故人の氏名などが確認できる身元確認書類 □ ご来庁される方の本人確認書類 □ 葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書など） □ 口座番号確認書類	保険年金課 国民健康保険係 給付担当 ☎ 042-470-7733

健康保険組合に加入していた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

手続き詳細	期　限
健康保険に加入している方が亡くなった場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険組合にご確認ください。	加入されている健康保険組合にご確認ください。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
国民健康保険以外の埋葬料の支給申請は、加入されている健康保険組合にご確認ください。	加入している健康保険組合など

MEMO

2. 医療・国保に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き 資格確認書（後期高齢者医療被保険者証）等の返却または破棄

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなった場合、市役所または行政センターの窓口で返却していただくか、ご遺族の方が破棄してください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 資格確認書（後期高齢者医療被保険者証）等	保険年金課高齢者医療係 ☎ 042-470-7846

手続き 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなった場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
□ 資格確認書（後期高齢者医療被保険者証） □ ご来庁される方の本人確認書類 □ 葬儀を行ったことが確認できるもの（葬儀代の領収書または会葬御礼のハガキ） □ 口座番号確認書類	保険年金課高齢者医療係 ☎ 042-470-7846

MEMO

国民年金に加入または受給していた

手続き　遺族基礎年金の請求

手続き詳細

次の 1 から 4 のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されます。

1．国民年金の被保険者である間に死亡したとき
2．国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
3．老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき
4．老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

※ 1 および 2 の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の 3 分の 2 以上あることが必要です。ただし、死亡日が令和 8 年 3 月末日までのときは、死亡した方が 65 歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

※ 3 および 4 の要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある方に限ります。

手続き可能な人

死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族が受け取ることができます。
なお遺族厚生年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

1．子のある配偶者
2．子

※子とは 18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方のことです。子のある配偶者が遺族基礎年金を受け取っている間や、子に生計を同じくする父または母がいる間は、子には遺族基礎年金は支給されません。

必要なもの

日本年金機構へ確認ください。

期　限

死亡日の翌日から 5 年以内

問い合わせ先

【電話】
・日本年金機構ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
【窓口】
以下のいずれか
・年金事務所
・街角の年金相談センター
・市役所保険年金課国保年金資格係
※厚生年金や国民年金第 3 号被保険者期間がある場合は市役所保険年金課では手続きできません。

国民年金第1号被保険者に加入していた

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細

亡くなった方が死亡日の前日において第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上あるときに受け取ることができます。なお、亡くなった方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合、遺族が遺族基礎年金の支給を受けられる場合は請求することはできません。寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

手続き可能な人

生計を同じくしていた遺族
（1配偶者、2子、3父母、4孫、5祖父母、6兄弟姉妹の中で優先順位の高い方）

必要なもの

日本年金機構または市保険年金課へ確認ください。

期　限

死亡日の翌日から2年

問い合わせ先

【電話】
・日本年金機構ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
【窓口】
以下のいずれか
・年金事務所
・街角の年金相談センター
・市役所保険年金課国保年金資格係
※厚生年金や国民年金第3号被保険者期間がある場合は市役所保険年金課では手続きできません。

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細

寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなったときに、妻に支給されます。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。

手続き可能な人

10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受給できます

必要なもの

日本年金機構または市保険年金課へ確認ください。

期　限

死亡日の翌日から2年

問い合わせ先

【電話】
・日本年金機構ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
【窓口】
以下のいずれか
・年金事務所
・街角の年金相談センター
・市役所保険年金課国保年金資格係
※厚生年金や国民年金第3号被保険者期間がある場合は市役所保険年金課では手続きできません。

厚生年金に加入または受給していた

手続き　遺族厚生年金の請求

手続き詳細

次の1から5のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族厚生年金が支給されます。

1. 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
2. 厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡したとき
3. 1級・2級の障害厚生（共済）年金を受けとっている方が死亡したとき
4. 老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき
5. 老齢厚生年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

※ 1 および 2 の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の 3 分の 2 以上あることが必要です。ただし、死亡日が令和 8 年 3 月末日までのときは、死亡した方が 65 歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

※ 4 の要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある方に限ります。

手続き可能な人

死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族のうち、最も優先順位の高い方が受け取ることができます。なお遺族基礎年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

1．子のある配偶者
2．子（18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方。）（※ 1）
3．子のない配偶者（※ 2）
4．父母（※ 3）
5．孫（18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方。）
6．祖父母（※ 3）

※ 1 子のある妻または子のある 55 歳以上の夫が遺族厚生年金を受け取っている間は、子には遺族厚生年金は支給されません。
※ 2 子のない 30 歳未満の妻は、5 年間のみ受給できます。また、子のない夫は、55 歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は 60 歳からとなります（ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、55 歳から 60 歳の間であっても遺族厚生年金を受給できます）。
※ 3 父母または祖父母は、55 歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は 60 歳からとなります。

必要なもの

日本年金機構へ確認ください。

期　限

死亡日の翌日から 5 年

問い合わせ先

【電話】
・日本年金機構ねんきんダイヤル
　☎ 0570-05-1165
【窓口】
・年金事務所
または
・街角の年金相談センター

3. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期　限
年金を受ける権利がなくなるため、日本年金機構に受給権者死亡届（報告書）の提出が必要です。 なお、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、届出を省略できます。	10日（国民年金は14日）以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 死亡の事実を明らかにできる書類 □ 年金証書 □ ご来庁される方の本人確認書類	【電話】 ・日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 【窓口】 ・年金事務所 または ・街角の年金相談センター

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期　限
まだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。	年金の支払日の翌月の初日
	手続き可能な人
	年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、(1) 配偶者　(2) 子　(3) 父母　(4) 孫　(5) 祖父母　(6) 兄弟姉妹　(7) その他 (1) ～ (6) 以外の3親等内の親族です。 未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。
必要なもの	**問い合わせ先**
日本年金機構へ確認ください。	【電話】 ・日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 【窓口】 ・年金事務所 または ・街角の年金相談センター

4. 税金に関する手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期　限
普通自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	関東運輸局へご確認ください
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
普通自動車の名義変更手続きに関する持ち物は、関東運輸局へご確認ください。	関東運輸局 多摩自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2033

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期　限
軽自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	軽自動車検査協会へご確認ください
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
軽自動車の名義変更手続きに関する持ち物は、軽自動車検査協会へご確認ください.	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 ☎ 050-3816-3104

MEMO

4. 税金に関する手続き

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの名義変更または廃車の手続き

手続き詳細

原付バイクの所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。

必要なもの

- □ 本人確認書類
- □ 戸籍謄本の写し など（被相続人と相続人の関係が確認できるもの。）
- □ 標識交付証明書
- □ ナンバープレート

次の①から⑥の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付してください。

① 公正証書等により有効な遺言書がある場合は、「遺言書（写し）」
② 遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書（写し）」
③ すでに贈与されている場合は、「贈与を証する書面（写し）」
④ 被相続人が生前に売却されている場合は、「売買契約書（写し）」
⑤ 相続人のなかに相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理通知書（写し）」又は「相続放棄申述受理証明書（写し）」
⑥ 相続人全員で相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明書（写し）」

手続き可能な人	問い合わせ先
相続人	課税課市民税係 ☎ 042-470-7725
期　限	
名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内	

126～250ccのバイク（軽二輪）・250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期　限
所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	関東運輸局へご確認ください
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
関東運輸局へご確認ください	関東運輸局 多摩自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2033

小型特殊自動車を持っていた

手続き　小型特殊自動車名義変更または廃車の手続き

手続き詳細

小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。

必要なもの

- □ 本人確認書類
- □ 戸籍謄本の写し など（被相続人と相続人の関係が確認できるもの。）
- □ 標識交付証明書
- □ ナンバープレート

次の①から⑥の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付してください。

① 公正証書等により有効な遺言書がある場合は、「遺言書（写し）」
② 遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書（写し）」
③ すでに贈与されている場合は、「贈与を証する書面（写し）」
④ 被相続人が生前に売却されている場合は、「売買契約書（写し）」
⑤ 相続人のなかに相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理通知書（写し）」又は「相続放棄申述受理証明書（写し）」
⑥ 相続人全員で相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明書（写し）」

手続き可能な人	問い合わせ先
相続人	課税課市民税係 ☎ 042-470-7725
期　限	
名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内	

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を所有していた

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期　限
相続により不動産の所有者の名義などが変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	所有権の取得を知った日から3年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください。	東京法務局電話案内室 ☎ 03-5318-0261

固定資産税が課されていた

手続き 固定資産現所有者申告書

手続き詳細

固定資産の所有者が亡くなった場合、その固定資産を現に所有している者（現所有者）が固定資産税の納税義務者となります。通常、所有者が個人の場合は、主として相続人が現所有者に該当します。

共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合には、現所有者が複数人となりますので、代表者を選び、ご提出ください。納税通知書は現所有者として申告いただいた方全員へ送付し、納付書は二重納付を避けるため、代表者の方へのみ送付します。

必要なもの

代表者の本人確認書類
戸籍謄本の写し（被相続人と現所有者（相続人）との関係が確認できるもの。）
次の①から⑥の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付してください。
① 公正証書等により有効な遺言書がある場合は、「遺言書（写し）」
② 遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書（写し）」
③ すでに固定資産が贈与されている場合は、「贈与を証する書面（写し）」
④ 被相続人の生前に固定資産が売買されている場合は、「売買契約書（写し）」
⑤ 相続人のなかに相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理通知書（写し）」または「相続放棄申述受理証明書（写し）」
⑥ 相続人全員で相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明書（写し）」

手続き可能な人	問い合わせ先
相続人	課税課 土地資産税係　☎ 042-470-7725 家屋資産税係　☎ 042-470-7727
期　限	
現所有者であることを知った日の翌日から 3 か月以内	

未登記家屋を所有していた

手続き　家屋補充課税台帳登録事項変更申請書

手続き詳細	期　限
表題登記がされていない未登記の家屋について、相続などの理由により所有者を変更する場合は、法務局ではなく市役所への届出が必要となります。 未登記家屋かどうかは固定資産税・都市計画税の課税明細書で確認できます。登記済みの家屋は家屋番号を表示していますが、未登記家屋である場合は表示されません。	なし **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 遺産分割協議書の写しまたは遺言公正証書の写し ※遺産分割協議書または遺言公正証書がない場合はご相談ください。	課税課家屋資産税係 ☎ 042-470-7727

市民税が課されていた

手続き　相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなった方に市民税・都民税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。事前にお問い合わせください。	概ね3か月 **手続き可能な人** 相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類	課税課市民税係 ☎ 042-470-7725

4. 税金に関する手続き

国民健康保険税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細

亡くなった方に国民健康保険税が課税されている場合、国民健康保険税の清算を行います。納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。

相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。

※「相続人代表者指定届」が提出されない場合、東久留米市が相続人代表者を指定することがあります。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。事前にお問い合わせください。

必要なもの

□ 本人確認書類

手続き可能な人	問い合わせ先
相続人代表者となる方	保険年金課国民健康保険係国保税担当 ☎ 042-470-7733
期　限	
死亡日の翌日から概ね3か月	

未納となっている市税などがあった

手続き 納付相談

手続き詳細

亡くなった方が市税などを滞納していた場合、その納税義務は相続人に承継されます。他課に相続人の代表者指定届を提出していない場合は、どなたが相続人の代表者になられるのか納税課へお知らせください。

※相当の期間内に相続人の代表者指定届が提出されない場合、または納税課へのお知らせがない場合は、納税課において戸籍調査のうえ、相続人と思われる方へ通知を行います。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。事前にお問い合わせください。

必要なもの

□ 本人確認書類

手続き可能な人	問い合わせ先
相続人代表者となる方	納税課納税係 ☎ 042-470-7730
期　限	
概ね3か月	

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上の方、または40歳から64歳で要介護認定を受けていた

手続き 介護保険被保険者証の返却または破棄

手続き詳細	期　限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。ただし、要介護認定などを受けていた場合は、まれに必要になる場合がありますので、数か月間は保管しておいてください。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	介護福祉課保険係 ☎ 042-470-7818

手続き 介護保険料などのお知らせの送付先の変更

手続き詳細	期　限
後日、市より亡くなった方の保険料の変更、あるいは給付関係のお知らせを送付する場合があります。ご本人が亡くなったことにより郵便物が届かなくなってしまう場合は、送付先変更届を提出してください。なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなった後も送付先に変更がない方は、改めて提出する必要はありません。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 届出者の本人確認書類	介護福祉課保険係 ☎ 042-470-7818

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなった方の介護保険負担割合証を返却または破棄してください。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	介護福祉課 介護サービス係 ☎ 042-470-7750

5. 介護保険に関する手続き

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなった方の負担限度額認定証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護福祉課 介護サービス係 ☎ 042-470-7750

高額介護（予防）サービス費などの支給を受けていた

手続き 高額介護（予防）サービス費などの振込口座の名義変更

手続き詳細	期　限
これまで亡くなった方の名義の口座で支給を受けていた方は、振込口座を相続人名義の口座へ変更していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人の方の口座がわかるもの （通帳もしくはキャッシュカードなど）	介護福祉課 介護サービス係 ☎ 042-470-7750

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の身体障害者手帳について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 身体障害者手帳	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

愛の手帳（療育手帳）を持っていた

手続き 愛の手帳（療育手帳）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の愛の手帳（療育手帳）について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 愛の手帳（療育手帳）	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の精神障害者保健福祉手帳について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

6. 障害福祉に関する手続き

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期　限
障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
必要な書類をご案内いたしますのでお問い合わせください。	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

手続き 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期　限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
必要な書類をご案内いたしますのでお問い合わせください。	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の受給者証について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 障害福祉サービス受給者証	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

難病医療費助成の受給者証を持っていた

手続き 特定医療費（指定難病）受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の特定疾病医療受給者証について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 特定疾病医療受給者証	障害福祉課地域支援係 ☎ 042-470-7747

心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証を持っていた

手続き 心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が心身障害者医療費助成制度（マル障）を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証返還していただく必要があります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証	障害福祉課管理係 ☎ 042-470-7747

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 自立支援医療受給者証	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

6. 障害福祉に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求

手続き詳細	期　限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を提出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 □ 口座番号確認書類	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期　限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を提出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 □ 口座番号確認書類	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期　限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を提出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 □ 口座番号確認書類	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

心身障害者福祉手当を受給していた

手続き 心身障害者福祉手当の受給資格の喪失届

手続き詳細	期　限
心身障害者福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、異動届を提出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と同居のご親族が受取ることができます。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類	障害福祉課管理係 ☎ 042-470-7747

重度心身障害者福祉手当を受給していた

手続き 重度心身障害者福祉手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期　限
重度心身障害者福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を提出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、扶養義務者またはその者を介護していた者が受け取ることができます。	死亡から14日以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
必要な書類をご案内いたしますのでお問い合わせください。	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

タクシー代・ガソリン費の助成を受けていた

手続き タクシー代・ガソリン費の受給資格の喪失届

手続き詳細	期　限
タクシー代・ガソリン費の受給をされていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を提出していただく手続きです。未請求のレシートがある場合は、同居のご遺族が受取ることができます。	死亡から14日以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類	障害福祉課管理係 ☎ 042-470-7747

6. 障害福祉に関する手続き

移動支援費・日中一時支援費の支給を受けていた

手続き 移動支援費・日中一時支援費の支給申請

手続き詳細	期　限
支給決定取消の手続きをする必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

東京都都営交通無料乗車券を持っていた

手続き 東京都都営交通無料乗車券の返却

手続き詳細	期　限
亡くなった方の東京都都営交通無料乗車券について、返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 東京都都営交通無料乗車券	障害福祉課管理係 ☎ 042-470-7747

MEMO

7. 子育てに関する手続き

子どもが保育園・認定こども園・幼稚園に入園している

手続き 保育所などの手続き

手続き詳細	期　限
【保護者が亡くなった場合】 保育園・認定こども園・幼稚園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類	子育て支援課保育・幼稚園係 ☎ 042-470-7745

手続き詳細	期　限
【園児が亡くなった場合】 退所等の手続きが必要です。	なし **手続き可能な人** 保護者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類	子育て支援課保育・幼稚園係 ☎ 042-470-7745

子どもが認定こども園（1号）・幼稚園に入園している

手続き 園児保護者補助金などの手続き

手続き詳細	期　限
【保護者が亡くなった場合】 亡くなった方が園児保護者補助金等の受取先となっていた保護者の場合、あらかじめ登録していた口座に振込むことができなくなるため、別の保護者の口座を新たな振込先として登録していただく手続きが必要です。	なし **手続き可能な人** 保護者・ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類 □ 新たに登録する口座番号確認書類	子育て支援課保育・幼稚園係 ☎ 042-470-7745

7. 子育てに関する手続き

子どもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期　限
【保護者が亡くなった場合】 学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	児童青少年課児童青少年係 ☎ 042-470-7735

手続き詳細	期　限
【児童が亡くなった場合】 退所等の手続きが必要です。	なし **手続き可能な人** 保護者
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	児童青少年課児童青少年係 ☎ 042-470-7735

障害児通所支援を利用していた

手続き 通所受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の受給者証について、返還していただく必要があります。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 通所受給者証	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

小・中学校に通う児童生徒がいる世帯の世帯主（保護者）が亡くなった

手続き 学齢簿の保護者情報変更の手続き

手続き詳細	期　限
小・中学校に通う児童生徒がいる世帯で世帯主（保護者）が亡くなった場合、保護者情報を変更する必要があります。事前にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	学務課学事係 ☎ 042-470-7779

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更などの手続き

手続き詳細	期　限
児童手当の受給者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡した日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成制度の受給証を持っていた

手続き 子ども医療証の保護者変更などの手続き

手続き詳細	期　限
乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成制度の受給証を持っていた保護者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな保護者として申請することができます。	なし
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 申請者および児童の健康保険情報が確認できるもの	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

7. 子育てに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者変更などの手続き

手続き詳細	期　限
児童扶養手当の受給者が死亡した場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡した日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
□ 戸籍全部事項証明書　□ 口座番号確認書類	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

児童育成手当を受給していた

手続き 児童育成手当の受給者変更などの手続き

手続き詳細	期　限
児童育成手当の受給者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。	死亡した日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
□ 戸籍全部事項証明書 □ 口座番号確認書類	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

ひとり親家庭等医療費助成制度の受給証を持っていた

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。	なし
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
□ 戸籍全部事項証明書 □ 申請者および児童の健康保険情報が確認できるもの	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期　限
【保護者が亡くなった場合】 亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	なし **手続き可能な人** 今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

手続き詳細	期　限
【児童が亡くなった場合】 亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし **手続き可能な人** 手当を受給している方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 特別児童扶養手当証書	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

就学援助費・就学奨励費を受けていた

手続き 就学援助費・就学奨励費の再申請

手続き詳細	期　限
就学援助費または就学奨励費の認定世帯に亡くなった方がいる場合、認定事由の変更による再申請、振込先口座情報の変更が必要となります。事前にお問い合わせください。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 振込先通帳等	学務課学事係 ☎ 042-470-7779

小児慢性医療費助成の受給者証を持っていた

手続き 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の小児慢性特定疾病医療受給者証について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 小児慢性特定疾病医療受給者証	障害福祉課助地域支援係 ☎ 042-470-7747

MEMO

8. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期　限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。 マイクロチップ登録の犬については、環境省登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録（https://reg.mc.env.go.jp/）」でお手続きください。 ※犬の所在地が市外に移る場合は、移動先の自治体でお手続きとなりますので、移動先自治体にお問い合わせください。	飼い主が死亡して30日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	健康課予防係 ☎ 042-477-0030

MEMO

空き家に関するご案内

☑	項　目	備　考	問い合わせ先
□該当	空き家を所有・管理される予定の方	市では専門的なアドバイスを無料で受けられるよう、相談窓口を設置しております。相続などの法律や手続き、不動産、建物、敷地境界、融資などの金銭面、維持管理などまずはご相談ください。	環境政策課 生活環境係 ☎042-470-7753 ※詳細は市ホームページをご覧ください。
□該当	空き家を相続される方 （昭和56年５月31日以前に建築された家屋）	相続した空き家に係る譲渡時所得（所得税）の特別控除が受けられる場合があります。空き家となった被相続人（亡くなった親族等）のお住まいを相続した方が、その家屋又は敷地等を譲渡した場合、譲渡所得の金額から最大3,000万円が特別控除され、所得税が軽減されます。	
□該当	遺品整理等で多量の「ごみ」がある	遺品整理等に伴い、家庭から一時的に多量に出る「ごみ」は、ホームページ等を参考に処理してください。 東久留米　遺品　ごみ　検索	ごみ対策課 ☎ 042-473-2117

MEMO

庁舎案内図

庁舎
1階
介護
福祉課
福祉総務課
介護
福祉課
障害
福祉課
会計課
指定
金融
機関
エスカレーター
総合案内
窓口
屋内ひろば
南出入口
待合ロビー
至
地
下
保険
年金課
市民課
エレベ
ーター
エレベ
ーター
至
2
階
北出入口
トイレ
トイレ

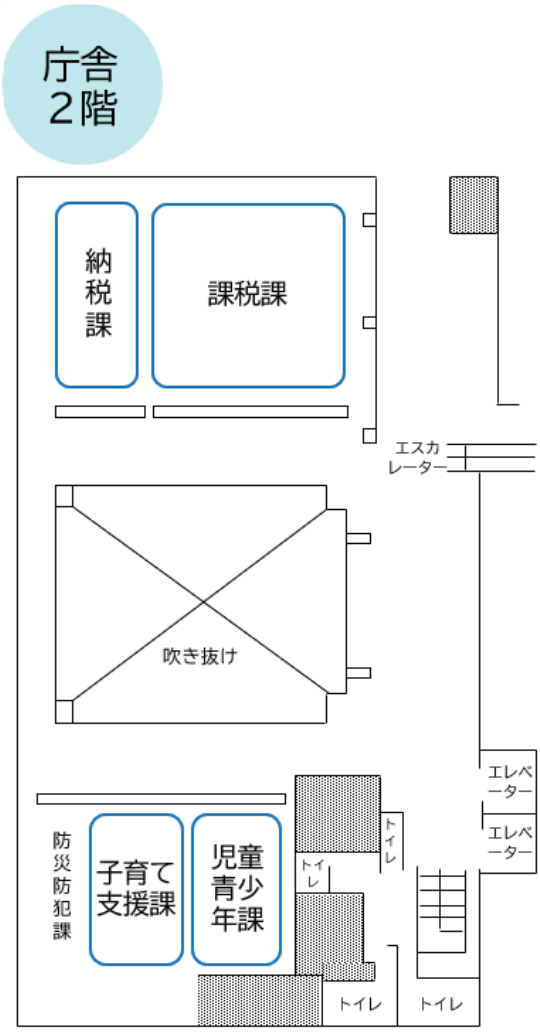
庁舎
2階
納
税
課
課税課
エスカ
レーター
吹き抜け
エレベ
ーター
エレベ
ーター
防
災
防
犯
課
子育て
支援課
児童
青少
年課
トイレ
トイレ
トイレ
トイレ

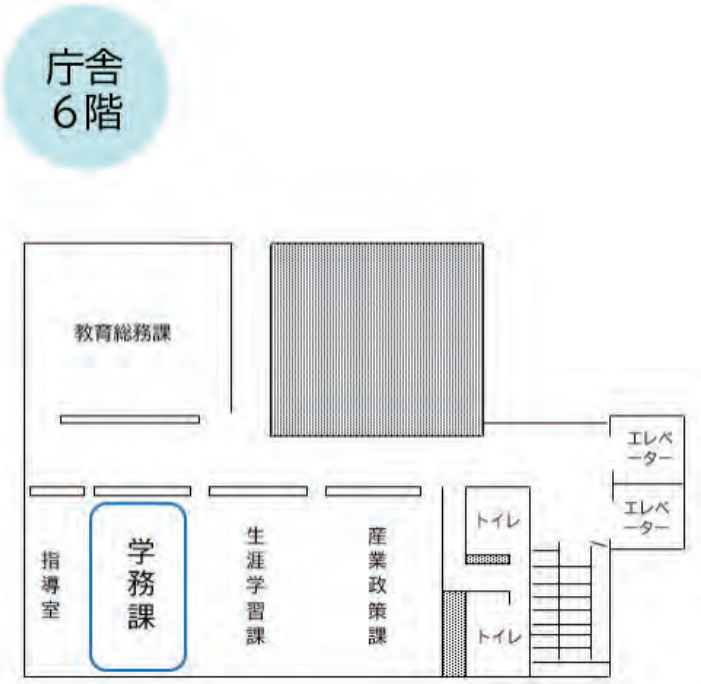
庁舎
6階
教育総務課
エレベ
ーター
エレベ
ーター
指
導
室
学
務
課
生
涯
学
習
課
産
業
政
策
課
トイレ
トイレ

銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備

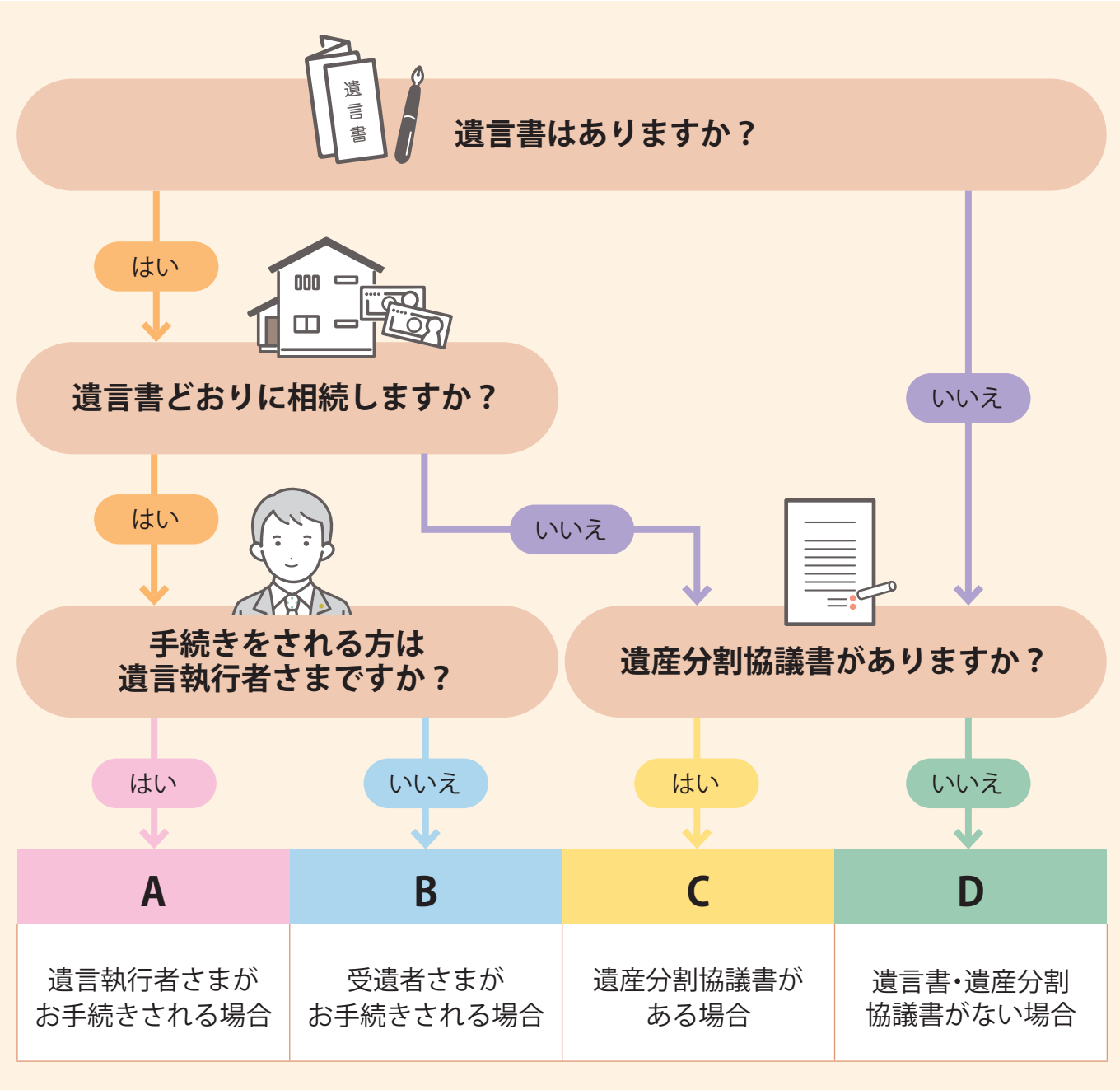

代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）

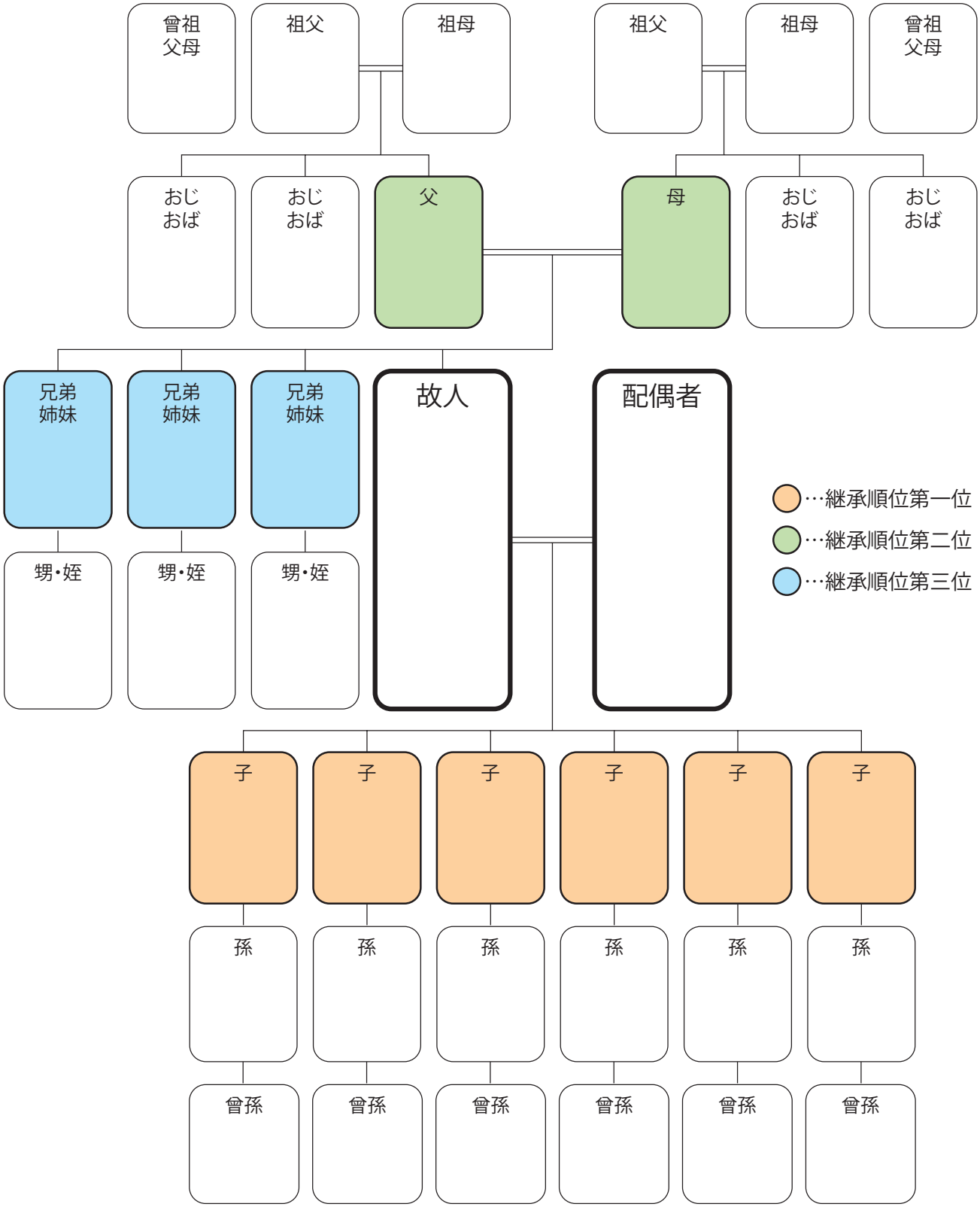

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。

相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①
戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②
遺産分割協議・協議書の作成
協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③
登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④
登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤
登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
  相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
  相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

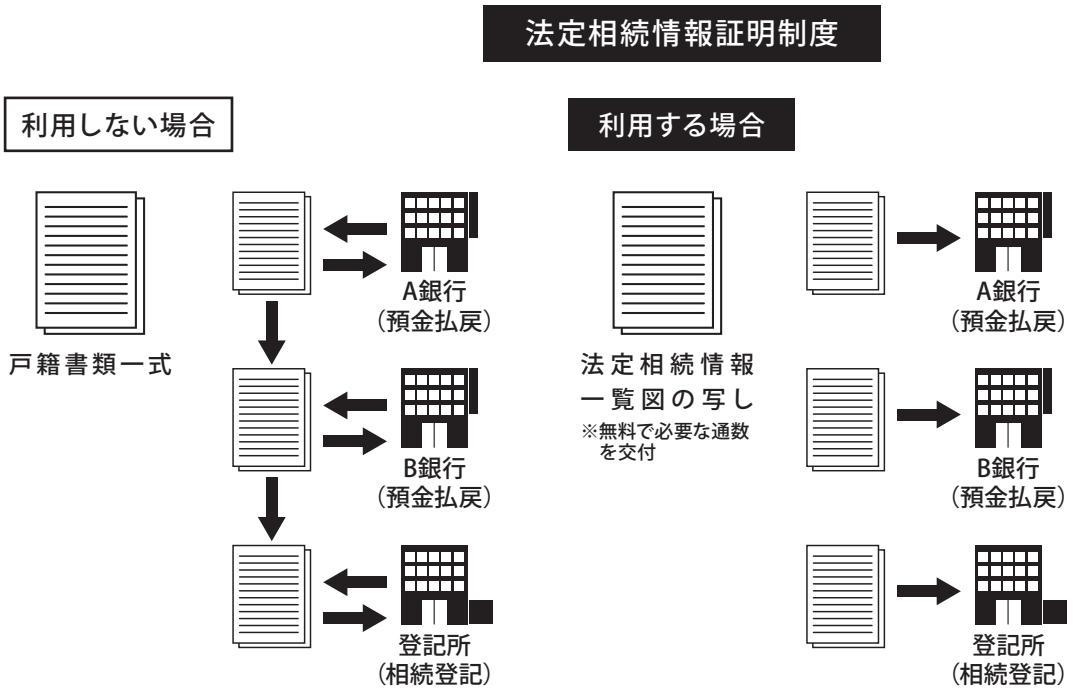

POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。

2.法定相続情報一覧図を作成します。

3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。

2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

MEMO

広告

謹んでお悔やみ申し上げます

相続税についてのご案内

お亡くなりになられた方の

遺産の総額※ が **基礎控除額** を超える場合

※遺産…土地／建物／株式や投資信託／現金預金／死亡保険金（一定金額まで非課税）など

亡くなられた日の翌日から**10ヶ月以内**に

相続税の**申告が必要**になります

必ずご確認ください

基礎控除額 ＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

遺産の総額 が **基礎控除額** を **下回る**

申告は不要です

ただし、相続前に預金から引出した現金や家族名義の口座へ移した預金、生前に行った贈与がある場合など遺産の範囲には注意が必要です

遺産の総額 が **基礎控除額** を **上回る**

申告が必要です

ただし、特例などの適用により納税額がゼロとなる場合もあります

- 小規模宅地等の特例
- 配偶者の税額軽減

申告の要否には慎重な判断が必要です。
ご家族だけで悩まず、専門家にご相談ください。

初回相談 無料

税理士事務所グレイス

東京税理士会 税理士　松井達也

☎042-316-8566　平日／9:00～18:00

※予約していただければ時間外や土日祝日でもご相談可能です。

URL　https://grace-souzoku.jp/
E-mail　grace@mmmtax.com

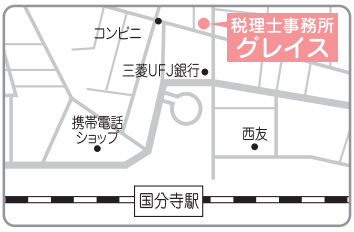

東京都国分寺市本町3-11-17
ビルドシティプラザ4F
JR中央線「国分寺駅」北口から徒歩3分

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

Gulliver 田無店

おクルマに関するご相談は ぜひガリバー田無店に お任せください。

遺産車両の名義変更のやり方を知りたい

売却に必要な手続きや書類を知りたい

家族のクルマの価値を知りたい

古いクルマなんだけど買取できる？
エンジンもかからないし、タイヤもパンクしてる・・・

無料
相談・査定
出張も可能!

安心
創業30年
プライム上場企業
クルマのことならガリバー

丁寧
思い出のつまった
大切なおクルマ
親身に寄り添い対応します

まずはお気軽にお電話ください!

Gulliver
無料査定・高価買取
田無店

電話番号 **0424-69-1300**

東京都西東京市田無町1-8-31　営業時間 10:00～20:00

ガリバー田無　検索

青梅街道沿い、田無町1丁目交差点角

運営元：株式会社IDOM　古物許可証　公安委員会：東京都公安委員会許可　許可証番号：No.307779803920

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

住まいのお困りごとを解決サポート

エコホームサービス

地元で 20 年、生活のお困りごと
なんでもご相談ください。
年間 3 万件の実績

- 遺品生前整理
- 不用品買収
- 改修工事
- 大型家財移動

一般廃棄物収集運搬に関しては市の指定業者と提携して行います。

東京都東久留米市幸町3-7-6
042-410-3810
9:30-17:00

運　　営：株式会社EHS
F　A　X：042-410-3811
M A I L：info@ehs1984.jp
U　R　L：https://ehs-kaishu.com/relics/
古 物 商：東京都公安委員会 第308901806604号

広告

えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス

えんの旅は、大切な人とのご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えば こんな旅

1周忌や3回忌に。
大切な思い出の
場所を巡る旅

子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行

自分へのご褒美に！
一人旅行で
自由な自己発見旅

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもございます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。

まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ

えんの旅
(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号

0120-302-282
受付時間：9：00～18:00　HP：https://en-no-tabi.jp　えんの旅

運営元：株式会社ハウスポートクラブ　東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F　当社は株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）のグループ企業です。

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

遺品整理
空き家管理
ならお任せください！

この広告を見た方限定
作業費から
10%割引

気持ちの整理がつかず
整理ができない

実家が遠いので
管理に不安を感じる

重い家具があるので
自分たちでは難しい

空き家の状況を
知りたいが
定期的に行けない

そのお悩み、私どもにお任せください！

遺品整理や空き家管理など、相続されたご実家に関する様々なお悩み、
どうぞお気軽にご相談ください！
お見積りはもちろん無料。相見積りも大歓迎です！

しばらく現状維持…。すぐに不動産を売却したい…。なんでもご相談ください！

空き家管理（定期巡回）
定期巡回＋報告書で、遠方に住んでいても、空き家の現状をしっかり把握できます。

庭木の剪定・除草
庭木や雑草を近隣からクレームがこないように、きれいな状態にします。

不動産売却・解体など
不動産の売却やご活用のコンサルティング、建物の解体などについてもお気軽にご相談ください。

ご相談・お見積りは
無料です！
☎0120-221-161
受付:9:00〜17:00（水・土・日を除く）

NPO法人
空家・空地管理センター協力事業社
解決・空家サポート 株式会社

所 在 地 ： 〒188-0001 東京都西東京市谷戸町2-10-3
W E B ： https://kaiketu-akiya.com/
M a i l ： info@kaiketu-akiya.com
※一般廃棄物収集運搬は市の指定業者が行います

解決空き家 検索

宅建業 東京 (1)104867 号　産廃収集運搬 213721 号　解体登録 東京（登−4）4856 号、埼玉（登−4）3075 号　古物商 東京都公安委員会 308902004274 号

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

三井不動産リアルティ

不動産の相続のことなら
三井のリハウスひばりが丘センターに
お任せください

空き家3,000万円
控除・相続税の
取得費加算とは？

相続登記の
手続きについて
相談したい

遺産分割・
納税・節税の
相談をしたい

他の相続人と
連絡が取れなくて
困っている

提携の司法書士・税理士等の信頼できるプロのネットワークと協力、
確かな戦略を提案・実行し、ワンストップで対応いたします。

三井のリハウス × 専門家ネットワーク
□司法書士 □税理士
□家屋調査士 □建築士…etc

毎月第一土曜日午前中
無料税務相談会を実施しております

※詳細については店舗までご連絡ください。

不動産に関する
ご相談はこちらから

ひばりが丘センターホームページ

※QRコードは、一部の機種やアプリケーションで読込めない場合があります。※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

三井のリハウス

三井不動産リアルティ株式会社
ひばりが丘センター
フリーコール
0120-40-6831
hibarigaoka@rehouse.co.jp
〒202-0002 西東京市ひばりが丘北3-3-51 KATURA BLD 2F
国土交通大臣(15)第777号
(一社)不動産協会会員 (一社)不動産流通経営協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

不動産のご売却
まずは、ご相談から
一人ひとりにあわせたプランニング

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

発　　行　　東久留米市役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発　行　年　　2025 年 6 月